

【至急・重要】

5 福薬業発第 1 8 6 号

令和 5 年 7 月 1 8 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

常務理事 永嶋 友洋

**令和 5 年 7 月 7 日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の
範囲・期間について（延長）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 7 月 7 日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について、令和 5 年 7 月 1 2 日付 5 福薬業発第 1 7 1 号にてお知らせしたところですが、アクティブ化の期間が令和 5 年 7 月 1 9 日まで延長されましたのでお知らせいたします。

今回の被災により、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難している場合であっても、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）等申し立てることで受診できます。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

◆「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲：島根県出雲市

佐賀県佐賀市 唐津市 伊万里市

大分県中津市 日田市

福岡県久留米市 八女市 筑後市 うきは市 朝倉市 那珂川市

朝倉郡筑前町 朝倉郡東峰村 八女郡広川町 田川郡添田町

期間：令和 5 年 7 月 1 4 日 ⇒ 令和 5 年 7 月 1 9 日まで延長

日 薬 業 発 第 132 号
令 和 5 年 7 月 18 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和5年7月7日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の
範囲・期間について（延長）

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和5年7月7日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間については、令和5年7月14日付け日薬業発第131号ほかにてお知らせしたところですが、アクティブ化の期間が令和5年7月19日まで延長されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<抄>

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 14 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係
者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡
令和 5 年 7 月 14 日社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課令和 5 年 7 月 7 日からの大雨に伴う
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（延長）

オンライン資格確認等システムの機能の 1 つである、災害等発生時における「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示ししたところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願いいたします。

なお、今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	<u>島根県出雲市</u> <u>佐賀県佐賀市</u> <u>唐津市</u> <u>伊万里市</u> <u>大分県中津市</u> <u>日田市</u> <u>福岡県久留米市</u> <u>八女市</u> <u>筑後市</u> <u>うきは市</u> <u>朝倉市</u> <u>那珂川市</u> <u>朝倉郡筑前町</u> <u>朝倉郡東峰村</u> <u>八女郡広川町</u> <u>田川郡添田町</u>
期間	令和 5 年 7 月 19 日まで（延長）

以上

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。

なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。

- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(https://www.iryohoken.jyoho-portalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf) をご参照ください。

1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合
 - (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
 - (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。
2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合
 - (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
 - (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 20 条第 2 項第 2 号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）